

経済産業省生産動態統計調査について

愛知県鉱工業指数を作成するにあたっては、その基礎データとして、主に「経済産業省生産動態統計調査」の本県分の結果を利用していますが、その調査の概要については、次のとおりです。

1 調査の目的

経済産業省が所管する「経済産業省生産動態統計調査」(統計法 指定統計第11号)は、我が国の鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査品目と調査範囲

調査対象となる品目は「経済産業省生産動態統計調査規則」の別表に掲げる品目で、調査対象となる事業所は、それらの品目を生産する事業所であって、同別表に掲げる従業者規模に属するすべての事業所です。

3 調査事項

各調査票記載の品目区分に従って、「生産」、「受入」、「出荷」、「在庫」等の数量、重量、金額等について調査します。

なお、調査する項目や調査単位は品目によって異なります。

(1) 生産

事業所で実際に製品として生産したものを指し、受託生産や受託加工したものや、事業所内で加工又は消費するものも原則として含みます。なお、生産金額は契約価格又は生産者販売価格(消費税を含む)により評価した額です。

(2) 受入

他企業から購入したもの、同一企業内の他工場から受け入れたもの又は委託生産品・委託加工品を委託先の工場から受け入れたもの、返品されたものなど、事業所に製品として受け入れられたものを指します。

(3) 出荷

事業所から製品として実際に出荷したものを指し、「販売」と「その他」に区分します。

「販売」とは、製品を販売業者又は消費者である他企業に直接販売したもの及び販売することを目的として、本社、営業所等に出荷したものをいいます。なお、販売金額は生産金額と同じ基準で評価した額です。

「その他」は、同一企業内の他工場へ出荷したもの、委託加工又は委託生産のために出荷したものの、自家使用又は自己消費したものなどを指します。

(4) 在庫

生産した製品や受け入れた製品のうち事業所に保管しているものを指し、各月末の値です。

調査票の種類と調査対象事業所の範囲

調査票 番号	調査票名	対象事業所 の範囲 <small>(対象となる事業所の 常用従業者数)</small>
	鉄鋼月報	
1010	銑鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	全事業所
1020	普通鋼熱間圧延鋼材	〃
1040	普通鋼冷間仕上鋼材(線類を除く)・めっき鋼材(線類を除く)・冷間ロール成型形鋼	〃
1050	特殊鋼圧延鋼材	〃
1060	鋼管	〃
1070	磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品[鉄鋼加工製品] 〃 [鉄鋼加工製品を除く]	20人以上 全事業所
	機械器具月報	
2010	01 ボイラ及び原動機(自動車用、二輪自動車用、鉄道車両用及び航空機用のものを除く)	50人以上
2020	02 土木建設機械、鉱山機械及び破砕機、摩砕機、選別機	〃
2030	03 化学機械及び貯蔵槽	〃
2040	04 ハルプ・製紙機械、プラスチック加工機械、印刷・製版・製本及び紙工機械 〃 [ハルプ・製紙機械、プラスチック加工機械] 〃 [印刷・製版・製本及び紙工機械]	〃 30人以上
2060	06ポンプ、圧縮機及び送風機	50人以上
2070	07油圧機器及び空気圧機器(航空機用のものを除く)	〃
2080	08運搬機械及び産業用ロボット	〃
2090	09動力伝導装置	〃
2100	10農業用機械器具及び木材加工機械	30人以上
2110	11金属工作機械	50人以上
2120	12金属加工機械及び鋳造装置	30人以上
2140	14食料品加工機械、包装機械及び荷造機械	〃
2160	16事務用機械	50人以上
2170	17ミシン及び繊維機械 [ミシン] 〃 [繊維機械]	30人以上 50人以上
2180	18冷凍機及び冷凍機応用製品	〃
2210	鉄構物及び架線金物月報 [鉄構物] 〃 [架線金物]	50人以上 30人以上
2220	ばね月報	〃
	機械器具月報	
2230	23金型	20人以上
2240	24機械工具	30人以上
2250	弁及び管継手月報	30人以上
2260	空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報 〃 [作業工具] 〃 [作業工具を除く]	20人以上 30人以上
2270	ガス機器、石油機器及び太陽熱温水器月報	50人以上
	機械器具月報	
2280	28回転電気機械(航空機用のものを除く)	50人以上
2290	29静止電気機械器具(航空機用のものを除く)	〃
2300	30開閉制御装置(航空機用のものを除く)	〃
2310	31民生用電気機械器具	〃
2320	32電球、配線及び電気照明器具 [電球]	30人以上

2320	32電球、配線及び電気照明器具 [配線及び電気照明器具]	50人以上
2330	33通信機械器具及び無線応用装置	〃
2340	34民生用電子機械器具	〃
2350	35電子部品	〃
2360	36電子管、半導体素子及び集積回路	〃
2370	37電子計算機及び関連装置	〃
2380	38電気計測器及び電子応用装置 [電気計測器]	30人以上
	〃 [電子応用装置]	50人以上
2400	40自動車(二輪自動車及び戦闘用自動車を除く)	〃
2410	41自動車部品及び内燃機関電装品	〃
2420	42二輪自動車及び部品	〃
2430	43自転車及び車いす(原動機付自転車を除く)[完成自転車及び同部品]	10人以上
	〃 [車いす]	30人以上
2440	44産業車両	〃
2460	46計測機器	〃
2470	47光学機械器具及び時計	50人以上
2510	粉末や金製品月報(超硬チップを除く)	30人以上
2520	鍛工品月報	20人以上
2530	銑鉄鋳物月報	〃
2540	可鍛鋳鉄及び精密鋳造品月報	30人以上
2550	非鉄金属鋳物月報 [銅・銅合金鋳物]	10人以上
	〃 [アルミニウム鋳物]	20人以上
2560	ダイカスト月報	30人以上
	機械器具月報	
2570	57半導体製造装置及びフラットパネル・ディスプレイ製造装置	50人以上

調査票番号	調査票名	対象事業所の範囲
3010	化学繊維月報	常用従業者30人以上の事業所及び2以上の事業所を有する企業
3040	紡績糸月報	常用従業者20人以上の事業所又は精紡機800錘以上を有する事業所、及び2以上の事業所を有する企業
3110	織物生産月報	常用従業者10人以上の事業所及び経済産業大臣の指定した事業所。2以上の事業所を有する企業
3150	敷物・フェルト・不織布月報	常用従業者20人以上の事業所及び経済産業大臣の指定する事業所
3160	染色整理月報	主たる工程を動力による機械設備によって行う常用従業者20人以上の事業所
3180	ニット・衣服縫製品月報[ニット生地]	常用従業者20人以上の事業所及び経済産業大臣の指定する事業所
	〃 [ニット製品又は織物縫製品]	常用従業者30人以上の事業所及び経済産業大臣の指定する事業所
3200	二次製品月報 [製綿・ふとん]	常用従業者20人以上の事業所
	〃 [網・綱]	常用従業者20人以上の事業所及び経済産業大臣の指定する事業所
	〃 [細幅織物・組ひも・レース]	常用従業者10人以上の事業所及び経済産業大臣の指定する事業所

調査票 番号	調査票名	対象事業所 の範囲 (対象となる事業所の 常用従業者数)
4240	紙月報	全事業所
4260	板紙月報	〃
4290	段ボール月報	10人以上
5020	楽器月報	20人以上
5030	家具月報	50人以上
5050	文具月報	20人以上
5100	革靴月報	10人以上
5120	ガラス製品・ほうろう鉄器月報 [ガラス製品]	〃
	〃 [ほうろう鉄器]	20人以上
5130	陶磁器月報	5人以上
5140	ファインセラミックス月報	〃
6010	化学肥料・石灰及びソーダ工業製品月報 [化学肥料、ソーダ工業製品]	全事業所
	〃 [石灰及び軽質カルシウム類]	15人以上
6080	コーラタール製品・環式中間物及び合成染料月報	全事業所
6090	有機薬品月報	〃
6100	石油化学製品月報	〃
6121	無機薬品・火薬類月報	〃
6140	高圧ガス月報	〃
6160	プラスチック月報	〃
6171	油脂製品、石けん・合成洗剤等及び界面活性剤月報	10人以上
6180	塗料及び印刷インキ月報	〃
6201	ゴム製品月報 (自動車用タイヤ)	5人以上
6202	〃 (自動車用タイヤを除く)	〃
6210	プラスチック製品月報	40人以上
7230	板ガラス・安全ガラス・複層ガラス及びガラス繊維月報	全事業所
7250	耐火れんが・不定型耐火物月報	〃
7260	炭素製品・研削砥石月報	〃
7290	ボード・パネル月報	〃
7320	金属製建具月報	30人以上
7340	セメント製品月報	20人以上
8020	非金属鉱物月報 [けい石、けい砂、ドロマイト]	全事業所
	〃 [石灰石]	10人以上
8061	石油製品月報	全事業所
8300	コークス月報	〃
9040	アルミニウム月報	〃
9050	非鉄金属製品月報 (伸銅製品)	〃
9070	〃 (アルミニウム圧延製品)	〃
9080	〃 (電線・ケーブル)	30人以上